

# 公金取扱いにおける私人委託制度の見直しに当たっての論点

---



# 公金取扱いにおける私人委託制度の見直しに当たっての論点

## 現行制度の意義

- 地方公共団体の公金の取扱いについては、地方公共団体の権限とされている事務は法律に特別の定めがある場合を除くほか私人をして行わせることができないとする見地から、また、公金という性格からしてその取扱いに関して責任を明確にし、公正の確保を期することが当然に要求されることから、その徴収若しくは収納又は支出の権限を私人に委任し、又は私人をして行わせることができないことが基本とされているものである。
- その上で、地方公共団体の歳入について、私人に公金の徴収又は収納の事務を委託した方が、地方公共団体の収入が一層確保され、かつ、住民の便益がさらに増進される場合には、その権限を私人に委託して行なわせる方が地方公共団体自らがその権限を行使するよりも適当である場合があるので、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるときには、特定の歳入について、広く私人が公金を取り扱うことができることを明らかにしたものである。

## 問題認識と見直しの方向性

- 私人委託制度は、使用料・手数料や地方税等の徴収又は収納に利用され、更に近年ではこれらの収納等に関し、コンビニ収納等が一般的な手法として普及・定着してきた。
- しかしながら、あくまでも原則禁止に対する例外として、法律又は政令で定める歳入のみこれを可能とする仕組みであり、社会経済情勢の進展を踏まえ、住民の利便性の向上を図るため、公金収納の手段の多様化を図る観点から、現行の私人委託制度について、取り扱うことができる歳入の範囲を地方公共団体の判断で決められるように見直す方向で検討をしてはどうか。
- この場合には、地方公共団体の公金管理の安全性や透明性の確保等の要請から、制度の基本的なスキームについては、法律の規定によるべきこととすべきか。

## 見直しに当たっての視点

- 私人委託制度については、指定金融機関制度とは異なり、調定行為まで委託できることとしているが、現行法令において多種多様な決済サービス事業者等に対して通則的に適用される規制・行為規範がなく、また、受託者についての法令上の要件はない。
- 地方税の収納以外に係る私人委託制度において、公金の安全性等を担保するための法令上の措置は、会計管理者による臨時の検査権のみである。

(参考1)

- ・ 指定金融機関については、金融機関であることが要件であり、銀行法等の規制・行為規範が適用される上に、担保提供義務が課せられていることや会計管理者のより強い検査権が設けられている。

(参考2)

- ・ 現行の私人委託制度は、受託者についての法令上の要件はない。
- ・ 地方自治法施行令第158条第1項各号に掲げる使用料等について、徴収事務を委託する場合であっても、収納事務のみを委託する場合であっても、公金の安全性等を担保するための検査権等の措置に差異がない。
- ・ 地方自治法施行令第158条第1項に掲げる使用料等の場合と、同令第158条の2の地方税の場合にあっては、担保措置に差異がある。

## 見直しに当たっての論点

- 私人委託制度を利用できる歳入の範囲を地方公共団体の判断で拡大する方向で見直す場合、受託者について何らかの法令上の要件や受託者についての規制・行為規範を設けるか。仮に設けるとするならば、要件をどのように設けるか、国の法令で具体的な基準を設けるか・定性的な要件とするか、国が指定等により特定するか。
- 私人委託制度における担保措置を指定金融機関制度や指定納付受託者制度等と比較し、どの程度まで拡充するか。私人委託制度においては調定行為を委託することができることも含めてどう考えるか（徴収事務を委託する場合と収納事務のみを委託する場合で担保措置に差異を設けるか。）。
- あるいは、現行制度上で要請される公金取扱いの安全性等の水準を維持することを前提とせず、単に歳入の範囲の限定を解除することや、単に歳入の範囲を地方公共団体の裁量に委ねることとし、公金取扱いの安全性等の水準を緩和することは考えられるか。